

宇美南中学校 いじめ防止基本方針

1 基本的な考え方

いじめは人間として絶対に許すことができない行為であり、生徒の命にも関わる重大な問題である。そのような認識のもと、どの生徒、どの学級、どの学年、どの部活動でも起こりうるという危機意識をもって生徒の指導にあたることが重要である。

また、いじめを生まない教育活動の充実を図ることはもちろんのこと、早期発見の手立てを意図的・計画的に行うとともに、いじめが発見されたときには「いじめられている生徒を最後まで絶対に守り抜く」という強い信念を持って対応にあたる。そのために組織的指導体制を整備するとともに、いじめ問題に関する研修を充実させる。

さらに、家庭や地域と連携し、いじめを生まない土壤づくりや未然防止の取組を行いつつ、いじめ問題を解決していく体制を整えておくことが重要であると考える。

2 いじめの定義と態様

(1) いじめの定義

いじめ防止対策推進法（別添資料1）において、「いじめ」とは、生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等当該生徒と一定の人間関係にある他の生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットや携帯電話等を通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

個々の行為がいじめにあたるか否かの判断は、形式的に行うのではなく、いじめられた生徒の立場に立って判断するものとする。

(2) いじめの態様

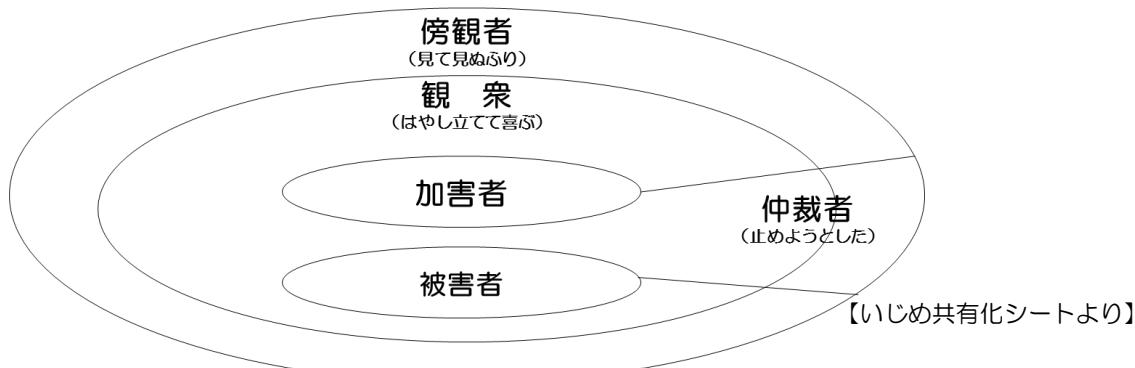
ア 心理的な要素が強いいじめ

- ・冷やかしやからかい
- ・悪口や脅し文句
- ・無視や仲間外し
- ・恥ずかしいことや危険なことをさせられる
- ・インターネットやスマホなどの誹謗中傷
- などの心理的な圧迫

イ 物理的な要素が強いいじめ

- ・叩いたり蹴られたりぶつかったりするなどの身体的攻撃
- ・金品をたかられたり盗られたりする行為
- ・所有物を壊されたり捨てられたりする行為
- ・インターネットやスマホなどの誹謗中傷
- などの物理的圧迫

(3) いじめの構造



3 いじめ問題への指導体制

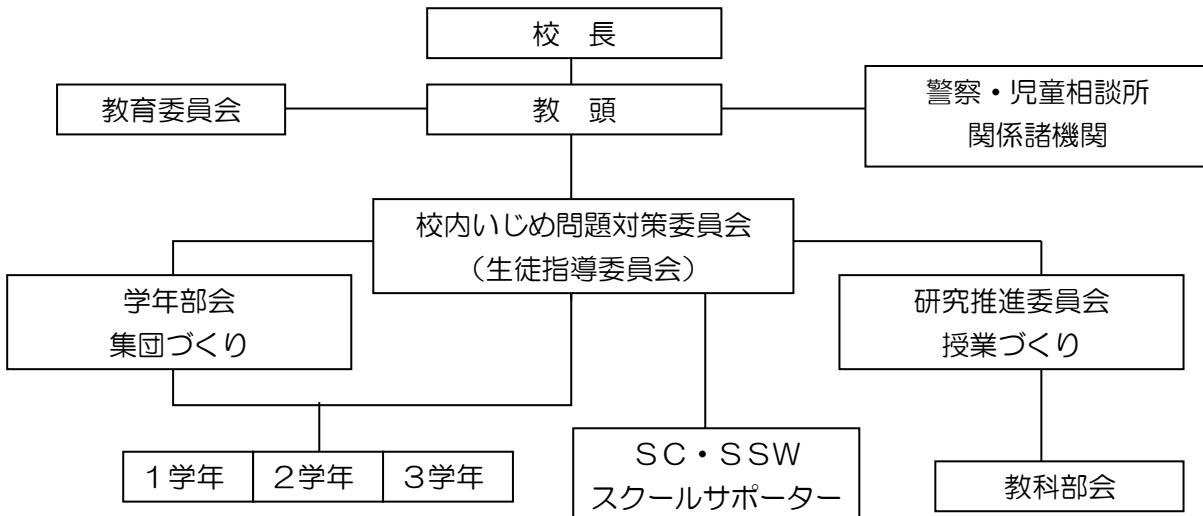
いじめはどの学級・学年、どの子にも起こりうるという危機意識を持つことが重要であり、いじめを単なる生徒指導上の問題と考えるのではなく、教育の目的である人格の完成に大きな影響を与える生徒間の重大な問題と捉え、組織的・継続的な取組が必至である。

そのために、以下のような指導体制を組織し、いじめを生まない教育活動の推進と早期発見・早期対応の取組を組織的に推進する。

(1) 「校内いじめ問題対策委員会（生徒指導委員会）」の構成

校長	生徒指導主幹	1学年生徒指導	SC
教頭	研究主任	2学年生徒指導	SSW
教務主幹	養護教諭	3学年生徒指導	スクールソーター

(2) 「校内いじめ問題対策委員会」組織図



(3) 「校内いじめ問題対策委員会」の主な役割

- 本校基本方針に基づく取組推進や具体的な年間計画の作成、学校いじめの問題への取組を評価するとともに、いじめの問題への効果的な対策が講じられているかどうかを検証し、検証の結果をもとに、指導の改善に活かすようにする。
- いじめの相談・通報の窓口としての役割を担うとともにいじめ事案としての判断を行う。
- いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う。
- 関係のある生徒への事実関係の調査、指導者支援体制・対応方針の決定と保護者との連携等の組織的対応を行う。
- すべての生徒が授業に参加でき、自己有用感、自己存在感、自己判断ができるような授業の改善に取り組む。
- 学級の集団づくりや人間関係づくりを効果的、計画的に実施するための計画や検証を行う。

4 未然防止の取り組み

いじめの未然防止には、学校全体で組織的・計画的に取り組む必要がある。そのために年間の指導計画を立て、学校全体でいじめ問題に取り組むことが大切であり、以下の通りに年間指導計

画を設定する。また、些細な行為が深刻ないじめへとつながらない風土を作り出すため、日常的に「居場所づくり」と「絆づくり」の取り組みも大切にしたい。

そこで、いじめの未然防止のために私たち教職員がすべきことは、すべての生徒が安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できる学校づくりである。

具体的には以下の実践を通して、いじめの未然防止を行う。

(1) 授業づくり

ア 学習規律の徹底

- ・生徒指導マニュアルによる学習規律（あいさつ・姿勢・発表や聞き方等）の確認
- ・授業規律徹底ウィークの設定
- ・教師と生徒との適切な距離感（言葉遣い、態度等）

イ 生徒指導の機能を活かす授業づくり

- ・自己存在感、自己選択・自己決定の場、共感的人間関係

ウ 社会性を育む対話活動の日常化

- ・5つのトークを取り入れた対話活動
(ツイート, ペアトーク, グループトーク, グループディスカッション, 全体交流)

【自己内対話】 【仲間との対話】

エ 「めあて」と「まとめ」に整合性があり、「ふり返り」の場面がある授業づくり

- ・生徒が「わかる」、「できる」と実感できる授業づくり（教材・手だての工夫）

(2) 社会性のスキルを育てるトレーニングの実施

- ・GWT（グループワークトレーニング）の計画的実施

関わりがないと解決できない課題を学級・学年・異学年で、取り組み、協力・表現・社会性・コミュニケーション能力・自尊感情等の向上を図る。

(3) 規範意識の向上

- ・生徒会による取組（異年齢活動やボランティア活動）の充実
- ・あいさつ四箇条（自分から先に、立ち止まって、相手の目を見て、笑顔で）の徹底
- ・黙働掃除（黙って、「己」の字をかきながら雑巾をかける）の徹底
- ・道徳の時間の充実

(4) 体験活動の充実

ア 各教科等

イ 総合的な学習の時間

- ・1学年：宿泊研修
- ・2学年：修学旅行
- ・3学年：福祉体験

ウ その他

- ・地域行事
- ・校区コミュニティ
- ・PTA活動との連携 等

(5) 生徒、保護者、関係機関等への啓発

- ・学校いじめ防止基本方針のホームページへの掲載
- ・入学時および各学年開始時における生徒、保護者への説明

※年間計画

	職員会議・研修等	月ごとの取り組み
4 月	◎いじめ問題対策委員会 ・指導方針、指導計画の確認 ・いじめの早期発見・早期対応 ・相談ポストの設置と活用	○道徳「いじめについて」 ・いじめを知る ○体育会選手決め ・公平・公正、他者理解 ○GWT ・異学年集団による活動 ◇いじめ等に関するアンケート（無記名方式）
5 月	◎いじめ問題対策委員会 ・職員への確認・周知徹底	○体育会 ・絆づくり、自己有用感 ◇いじめ等に関するアンケート（無記名方式）
6 月	◎いじめ問題対策委員会 ◇hyperQ-U（1回目） ◇SRT（1回目）	◇学校生活・環境多面調査
7 月	◎いじめ問題対策委員会 ・夏季休業中の対応について	◇いじめ等に関するアンケート（記名方式）
8 月	◎いじめ問題対策委員会 ・LINE、Q-Uに関する研修会	○三者面談、家庭訪問 ・進路実現、自己実現
9 月	◎いじめ問題対策委員会 ・学期初めの生徒の状況について	○宿泊研修（1年） ・居場所づくり、他者理解、仲間づくり ○GWT ・異学年集団による活動 ◇いじめ等に関するアンケート（無記名方式）
10 月	◎いじめ問題対策委員会 ・hyperQ-U の結果を生かした集団づくりについて	○合唱コンクール ・絆づくり、自己有用感 ◇いじめ等に関するアンケート（無記名方式）
11 月	◎いじめ問題対策委員会 ・2学期の成果と課題の分析 ◇hyperQ-U（2回目）	○異学年集団による地域清掃ボランティア活動 ○GWT ・異学年集団による活動 ◇学校生活・環境多面（いじめ）調査
12 月	◎いじめ問題対策委員会 ◇SRT（2回目）	○三者面談 ・進路実現、自己実現 ◇いじめ等に関するアンケート（記名方式）
1 月	◎いじめ問題対策委員会	○修学旅行（2年） ・絆づくり、他者理解 ◇学校生活・環境多面（いじめ）調査
2 月	◎いじめ問題対策委員会 ・まとめ、次年度への課題検討 ◎学校評価	○GWT ・小6（新入生）と中1による活動 ◇いじめ等に関するアンケート（無記名方式）
3 月	◎いじめ問題対策委員会 ・次年度の基本方針の決定	○卒業式 ・卒業、進級への自覚 ◇いじめ等に関するアンケート（無記名方式）

5 早期発見・早期対応と報告体制

いじめは早期に発見することが早期解決につながる。そのために、日頃から生徒との信頼関係の構築に努めることが大切である。いじめは、職員が気づきにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、生徒のささいな変化に気づき、いじめを見逃さないという姿勢を常に持ち続けておくことが必要である。また、生徒に関する様々な情報等を確実に職員間で共有し、保護者とも連携して情報を収集することが大切である。そこで、以下の指導を実践し、いじめの早期発見に努める。

(1) 早期発見のための手だて

① 教師の視点からの早期発見の取り組み

ア 日常の生徒の様相観察

日常生活の中での積極的な声かけを行い、休み時間や昼休み・放課後等の生徒の様子に目を配る。

イ チェックリスト（別添資料2）等を活用した生徒の観察

- ・出席をとる際にチェックリストを活用し、一人一人の顔を見て様相観察をする。
- ・生徒の様子から学級内のグループ、グループ内の人間関係の把握に努める。
- ・学年職員だけでなく部活動顧問、養護教諭、司書教諭、SC等とも連携を図り、生徒理解に努める。

ウ 校内特別委員会の充実

- ・生徒指導委員会および教育相談会議における情報の共有
- ・生徒の特性に応じた適切な支援のあり方について検討

② 生徒の視点からの早期発見の取組

ア いじめアンケートの実施（毎月、無記名および記名方式）

- ・アンケートをもとに、生徒一人ひとりの変容を把握する。

イ 自学ノートや学級日誌の内容等の活用

③ hyperQ-U調査（6月・12月）

個々の生徒及び学級集団の状態を把握し、教育相談や学級の支持的風土作りに活用するとともに、生徒の実態を把握することでトラブル等を未然に防止する。

④ 保護者の協力（家庭用チェックリスト、保護者面談）

学級や部活動の保護者会や家庭訪問の際に、いじめに関する家庭用リーフレットや家庭チェックリストを配布して、いじめ問題に対する学校の指導方針や状況等を伝えながら、学校と家庭との連携を図る。

(2) 相談体制の整備

① 教育相談の実施

教育相談等を利用して面談を行うことで、生徒の悩みを受容的・共感的に理解し、心のケアに努める。

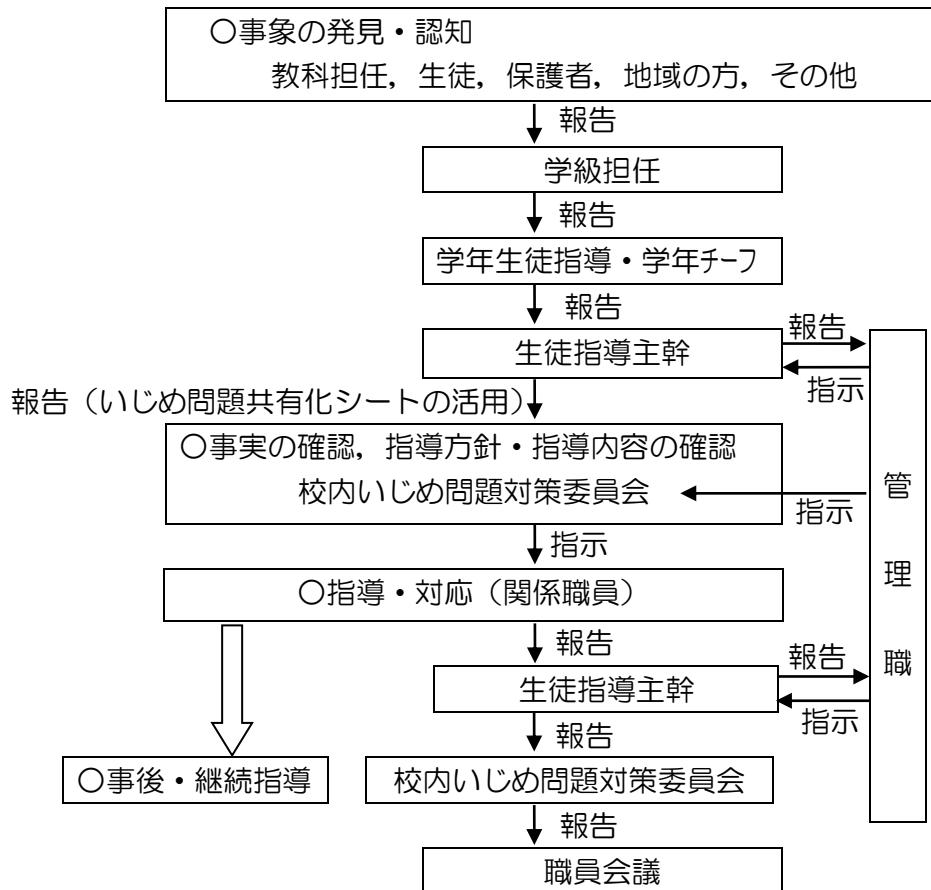
② 相談ポストの活用

職員室前に相談ボックスを設置し、生徒の相談内容に対して迅速かつ適切に対応することができるようとする。

③ いじめ相談窓口の周知

福岡県	子どもホットライン24	092-641-9999
宇美町	宇美町学校教育課	
民間	福岡いのちの電話	092-741-4343

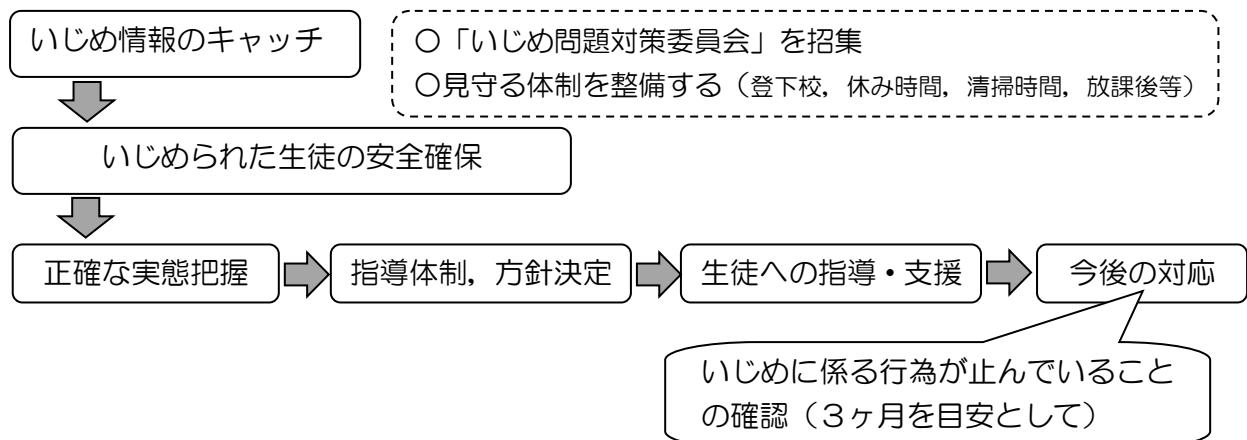
(3) 報告体制



6 いじめへの対応と継続指導

(1) いじめ対応の基本的な流れ

いじめの兆候を発見した際には、問題を軽視することなく、早期に適切に対応することが大切である。いじめられている生徒を徹底して守ることを最優先に、迅速な指導を行い、解決に向けて一人で抱え込まずに、組織を中心として対応する。また、いじめの再発防止に向け、継続的に見守る必要がある。いじめ対応に関しては以下の流れで行っていく。



※小学校から中学校にかけての引き継ぎを確実に行い、いじめ事案についての職員間の共通理解を図り、継続して生徒の様相観察に努める。

(2) いじめ発見（認知）時の対応

いじめを発見した教職員は、その時その場でいじめを止めるとともに、いじめに関わる関係者に適切な指導を行う。それと同時に、すぐに学級担任・学年主任・生徒指導主事（いじめ問題対策委員会）へ連絡する。そして、一人で対応しようとせずに、必ずチームで対応する。また、いじめ問題対策委員会を招集し、指導の方針等を委員会で決定し、それに従った指導を行う。指導を進めていく際には、以下の点に留意する。

- いじめられた生徒・いじめを知らせた生徒を守り通す。
 - 事実確認と情報を共有する。
- ※ 保護者対応は複数の職員〔学年チーフ・学年生徒指導・担任〕で行う。

把握すべき情報例

- ◇誰が誰をいじめているか? 【加害者と被害者の確認】
- ◇観衆や傍観者の把握 【いじめの構図の確認】
- ◇いつ、どこで起きたのか? 【時間と場所の確認】
- ◇どんな内容のいじめか? どんな被害を受けたのか? .. 【内容】
- ◇いじめのきっかけ 【背景と要因】
- ◇いつ頃から、どのくらい続いているのか? 【期間】

生徒の個人情報については取り扱いに十分注意する。

(3) ネット上のいじめへの対応

ネット上のいじめとは、パソコンや携帯電話、スマートフォンを利用して、特定の生徒の悪口や誹謗中傷する内容をインターネット上やLINE・ブログ等の掲示板に書き込んだり、メールを送ったりするなどの方法でいじめを行うものを指す。

インターネットによる危険を十分に理解した上で、ネット上のトラブルについて最新の動向を把握し、情報モラルに関する指導力の向上に努める。また、未然防止には、生徒のパソコンや携帯電話、スマートフォン等を管理する保護者と連携した取り組みを行う必要がある。さらに、早期発見には、メールを見たときの表情の変化、携帯電話の使い方の変化、被害を受けている生徒が発するサインを保護者が見逃さないよう、保護者との連携が不可欠である。

(4) 重大事態への対応

① 重大事態とは

重大事態とは、「いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」で、いじめを受ける生徒の状況で判断する。たとえば、身体に重大な傷害を負った場合、精神性の疾患を発症した場合などのケースが想定される。

また、「いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされた疑いがある場合と認めるとき」であるが、「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、生徒が一定期間、連續して欠席しているような場合には、適切に調査し、校長が判断する。

さらに、生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、校長が判断し、適切に対応する。

② 重大事態への対応

校長が重大事態と判断した場合、直ちに、町教育委員会に報告するとともに、校長がリーダーシップを発揮し、学校が主体となって、いじめ対応チームに専門的知識及び経験を有するSCやSSW等を加えた組織で調査し、事態の解決にあたる。

なお、事案によっては、教育委員会が設置する重大事態調査のための組織に協力し、事態の解決に向けて対応する。

7 家庭・地域との連携

いじめ問題は学校だけで解決していくことは困難であり、家庭や地域と協働して解決を図る姿勢が大切である。学校においては、信頼される学校作りの観点に立ち、日ごろからいじめ問題に関する取り組み等の情報を提供し、保護者・地域住民の理解と協力を求めるとともに、各家庭でいじめの早期発見・早期対応のための資料を活用してもらえるような取組が必要である。また、PTA等の組織を活用して保護者や地域住民の情報や意見を聴取し、指導に生かすことが大切である。

- (1) 保護者が、法に規定された保護者の責務等を踏まえて子どもの規範意識を養うための指導等を適切に行なうことができるよう、県や町、警察と連携し、各種リーフレットの家庭への配布など家庭への支援を継続し、啓発活動を推進する。
- (2) 家庭におけるネット上のいじめへの理解や早期発見の促進のために、家庭用リーフレット等におけるネット上のいじめに関する内容を周知する。

8 教職員の研修

自校の教育目標の達成や教育課題の解決のために、教職員一人一人の指導力向上や専門職として教育的力量を高めることを目的として校内職員研修を実施する。特に、いじめ問題に関する研修においては、教職員自身の感性や共感性、人権感覚を高めることを目的として実効性のある研修を実施する必要がある。そのため共通課題を持ち、一人一人が考えを出し合い、解決に向けた具体的方策を導きだせるよう、以下の研修を実施する。

(1) いじめの早期発見・早期対応の手引きを活用した研修会

- いじめ問題に関する危機意識を高める。
- いじめの早期発見、早期対応に関する共通理解を図る。

(2) いじめに関する具体事例を活用した研修会

- 解決すべき課題を発見する力を養う。
- 具体的かつ実践的な解決策を作成する。

(3) 教職員自らの言動を見直すチェックポイントの活用

- 観察の観点を理解したり、いじめを見逃さないための感性を豊かにしたりするための自己評価を定期的に実施する。

【いじめ問題への取り組みの全体図】

